

第百四十七回国会 衆議院 文教委員会 議 録 第九号

平成十二年三月二十九日(水曜日)

午前九時十分開議

出席委員

委員長 鈴木 恒夫君

理事 飯島 忠義君 理事 小川 元君

理事 奥山 茂彦君 理事 栗原 裕康君

理事 肥田美代子君 理事 藤村 修君

理事 西 博義君 理事 松浪健四郎君

理事 岩永 峯一君 理事 小此木八郎君

理事 河村 建夫君 理事 倉成 正和君

理事 小島 敏男君 理事 下村 博文君

理事 平沢 勝栄君 理事 渡辺 博道君

理事 奥田 建君 理事 松沢 成文君

理事 山元 勉君 理事 池坊 保子君

理事 旭道山和泰君 理事 石井 郁子君

理事 濱田 健一君 理事 栗屋 敏信君

文部大臣 中曾根弘文君

文部政務次官 河村 建夫君

文部政務次官 小此木八郎君

文教委員会専門員 岡村 豊君

委員の異動

三月二十九日

辞任

田中 甲君

同日

辞任

奥田 建君

三月二十九日

補欠選任

奥田 建君

同日

補欠選任

田中 甲君

第一類第六号 文教委員会議録第九号 平成十二年三月二十九日

本日の会議に付した案件
教育公務員特例法等の一部を改正する法律案
(内閣提出第七四号)

○鈴木委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、教育公務員特例法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。中曾根文部大臣。

教育公務員特例法等の一部を改正する法律案
(本号末尾に掲載)

○中曾根文部大臣 このたび政府から提出いたしました教育公務員特例法等の一部を改正する法律案について、その提案理由及びその内容の概要を御説明申し上げます。

今回御審議をお願いする教育公務員特例法等の一部を改正する法律案は、教員の専修免許状の取得を促進し、その資質の向上を図るため、国公立の小学校等の教員を対象に大学院修学休業制度を新たに設ける等の措置を講ずるものであります。

次に、この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一に、国公立の小学校等の教員で一種免許状または特別免許状を有する等一定の要件を満たす者は、任命権者の許可を受けて、三年を超えない範囲内で年単位として定める期間、専修免許状の取得を目的として国内外の大学院の課程等において修学するための休業を行うことができるものとするのであります。

第二に、大学院修学休業中の教員は、国家公務員または地方公務員としての身分を保有するが職務に従事しないものとし、休業中は給与を支給しないものとすることでありあります。

ないものとするのであります。

第三に、大学院修学休業の許可の効力及び退職手当に関する大学院修学休業期間の取り扱い等について所要の規定を整備することでありあります。

最後に、この法律は、平成十三年四月一日から施行するものとし、大学院修学休業の許可に係る申請その他の行為は、この法律の施行の日前においても行うことができることとしております。

以上が、この法律案の提案理由説明及びその内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御賛成くださるようお願い申し上げます。

○鈴木委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る三十一日金曜日午前九時五十分理事會、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前九時十二分散会

教育公務員特例法等の一部を改正する法律案
(教育公務員特例法等の一部改正)
第一条 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 雑則(第二十一条、第二十二

条の二)」を「第四章 大学院修学休業(第二十条

の三、第二十条の六)」に改める。

第二十条の二第三項中「次条第一項を」第二

十一条第一項に改める。

第四章を第五章とし、第三章の次に次の一章を加える。

(大学院修学休業の許可及びその要件等)

第二十条の三 小学校等の教諭、養護教諭又は講師で次の各号のいずれにも該当するものは、任命権者の許可を受けて、三年を超えない範囲内で年単位として定める期間、大学(短期大学を除く)の大学院の課程若しくは専攻科の課程又はこれらの課程に相当する外国の大学の課程(次項及び第二十条の五第二項において「大学院の課程等」という。)に在学してその課程を履修するための休業(以下「大学院修学休業」という。)をすることができ

る。

一 教諭又は講師にあつては教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)に規定する教諭の専修免許状、養護教諭にあつては同法に規定する養護教諭の専修免許状の取得を目的としていること。

二 取得しようとする専修免許状に係る基礎となる免許状(教育職員免許法に規定する教諭の一種免許状若しくは特別免許状又は養護教諭の一種免許状であつて、同法別表第三、別表第五、別表第六又は別表第七の規定により専修免許状の授与を受けようとする場合には有することを必要とされるもの)をいう。次号において同じ。)を有していること。

三 取得しようとする専修免許状に係る基礎となる免許状について、教育職員免許法別表第三、別表第五、別表第六又は別表第七に定める最低在職年数を満たしていること。

四 条件付採用期間中の者、臨時的に任用された者、初任者研修を受けている者その他政令で定める者でないこと。

2 大学院修学休業の許可を受けようとする教

論、養護教諭又は講師は、取得しようとする専修免許状の種類、在学しようとする大学院の課程等及び大学院修学休業をしようとする期間を明らかにして、任命権者に対し、その許可を申請するものとする。

(大学院修学休業の効果)

第二十条の四 大学院修学休業をしている教諭、養護教諭又は講師は、国家公務員又は地方公務員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

2 大学院修学休業をしている期間については、給与を支給しない。

(大学院修学休業の許可の失効等)

第二十条の五 大学院修学休業の許可は、当該大学院修学休業をしている教諭、養護教諭又は講師が休職又は停職の処分を受けた場合には、その効力を失う。

2 任命権者は、大学院修学休業をしている教諭、養護教諭又は講師が当該大学院修学休業の許可に係る大学院の課程等を退学したことその他政令で定める事由に該当すると認めるときは、当該大学院修学休業の許可を取り消すものとする。

(退職手当に関する大学院修学休業の期間の取扱い)

第二十条の六 国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第七條第四項の規定の適用については、大学院修学休業をした期間は、同項に規定する現実に職務を執ることを要しない期間に該当するものとする。

第二十一条の二第一項中「昭和二十八年法律第百八十二号」を削る。

(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正)

第二条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。

第十七条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 教育公務員特例法第二十条の三第一項の規定により同項に規定する大学院修学休業をしている者

(公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部改正)

第三条 公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和三十六年法律第百八十八号)の一部を次のように改正する。

第二十三条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 教育公務員特例法第二十条の三第一項の規定により同項に規定する大学院修学休業をしている者

附則

(施行期日)

1 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

(大学院修学休業の許可の申請等)

2 第一条の規定による改正後の教育公務員特例法第二十条の三第一項の規定による大学院修学休業の許可に係る同条第二項の規定による申請並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第三十六条又は第三十九条の規定による意見の申出及び同法第三十八条第一項の規定による内申は、この法律の施行の日前においても行うことができる。

理由

教員の専修免許状の取得を促進し、その資質の向上を図るため、国公立の小中学校等の教員が職務に従事せずに国内外の大学院の課程等に長期にわたり在学し、その課程を履修することができ、大学院修学休業制度を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。